

【スプリング・ジャパン（株）／関西国際空港】 令和8年1月14日諮問

基準	所管部局説明		運輸審議会確認事項（案）	運輸審議会判断（案）
<p>(1) 運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであること。 (航空法第107条の3第3項第1号)</p>	<p>・当該混雑空港（関西国際空港）について、発着調整基準、利用可能時間その他の必要事項を充足しているか。</p>	<p>・関西国際空港の発着調整基準(上限60回/時間等)及び利用可能時間(24時間)を充足している。 ・関西国際空港における運航、運送及び整備について、必要な体制及び時間を確保している。 〔所管部局説明資料2、5、11～17ページ〕</p>	<p>・発着回数が最多となる日の発着枠使用状況図により、空港全体の発着枠が上限以内に収まっていることを確認した。 ・24時間運用空港であり、利用可能時間について支障が生じないことを確認した。 ・委託先を含めた体制図等により、塔降載業務をはじめとする運航、運送及び整備業務に必要な体制及び時間を確保していることを確認した。</p>	<p>運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであることが確認され、基準に適合するものと認められる。</p>
<p>・関係空港（新千歳空港）の発着調整基準、利用可能時間その他の必要事項を充足しているか。</p>	<p>・新千歳空港の発着時刻は利用可能時間(24時間)を充足している。 ・新千歳空港における運航、運送及び整備について、必要な体制及び時間を確保している。 〔所管部局説明資料2、5、12、13、16、17ページ及び質疑回答〕</p>	<p>・24時間運用空港であり、利用時間について支障が生じないことを確認した。 ・委託先を含めた体制図等及び所管部局への確認により、塔降載業務をはじめとする運航、運送及び整備業務に必要な体制及び時間を確保していることを確認した。</p>		
<p>(2) 競争の促進、多様な輸送網の形成等を通じて利用者の利便に適合する輸送サービスを提供するものであること等当該混雑空港を適切かつ合理的に使用すること。 (航空法第107条の3第3項第2号)</p>	<p>・利用者の利便に適合する輸送サービスの提供等を通じて、当該混雑空港の適切かつ合理的な使用が図られているか。</p>	<p>・申請のあった関西＝新千歳線は、全日空が1日2往復、日本航空が1日2往復、ジェットスター・ジャパンが1日1往復、それぞれ旅客便の貨物スペースを利用して貨物輸送を行っている競合路線である。 ・当該路線への申請者の参入によって、これまでの旅客便では搭載できなかった大型貨物の輸送が可能となるなど、利用者に新たな選択肢を提供するものと認められる。 〔航空局説明資料2、5、10、15、18ページ〕</p>	<p>・コンテナを搭載可能なA321貨物専用便の就航により、従来は搭載できなかった大型貨物の輸送が可能となること等により、利用者に新たな選択肢が提供されることで、利用者利便が増進されること、ひいては関西国際空港が適切かつ合理的に使用されることを確認した。</p>	<p>利用者の利便に適合する輸送サービスの提供を通じて当該混雑空港を適切かつ合理的に使用することが確認され、基準に適合するものと認められる。</p>